平成２５年（フ）第２６号
さいたま市南区根岸２丁目10番23号　第二岩瀬荘202、旧住所さいたま市南区南本町２丁目５番15号　第２大雄ビル301号
債務者　見目　繁夫
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
石川県七尾市府中町56番地、従前の住所石川県七尾市本府中町ヲ部26番地１　朝日亭ハイツ１号
債務者　藤田慎一郎
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第６号
松江市美保関町片江994番地３、前住所松江市堂形町762番地
債務者　荻野　　稔
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
岩手県北上市村崎野18地割297番地27、前住所岩手県北上市大堤東２丁目３番10号市営相去住宅１―303号
債務者　阿部　善夫
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第６４号
岩手県奥州市水沢区天文台通り３番７号　光荘５号室
債務者　小野寺　健
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１号
岩手県奥州市水沢区字大町42番地
債務者　千葉　耕一
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第２８号
埼玉県新座市野火止４丁目４番７号　ロイヤルシティーＮＩＩＺＡ・Ｋ棟201号室
債務者　山本　享子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５６８号
相模原市南区相模台４丁目７番20号　スカイコート相模原第６―409号室
債務者　水野　　愛（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５７８号
相模原市中央区相模原２丁目18番10号
債務者　末吉　禎司
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５７９号
相模原市緑区大島2753番地５
債務者　芳賀　康夫
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５８０号
相模原市中央区矢部１丁目２番３号　シルフィード相模原906
債務者　田中　真実
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１号
相模原市中央区並木３丁目１番19―211号
債務者　高橋　　将
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２号
相模原市南区東林間４丁目５番13号
債務者　大川内鉄平
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２８３５号
北海道江別市文京台東町10番地の20　クリスタルハイツ２―Ｂ
債務者　岡田　裕子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８９８号
札幌市東区北34条東２丁目１番６号　ハイライフ北34条107号
債務者　清水　貞夫
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９０５号
札幌市清田区真栄２条２丁目１番25号　ドミ真栄パーク201号
債務者　九島　勝義
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９１５号
札幌市豊平区福住３条７丁目13番19号
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部